

議 案 書

平成 3 0 年 9 月

第 5 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	平成29年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	平成29年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 70	平成30年度松山市一般会計補正予算(第5号)		5
71	平成30年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)		13
72	平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)		17
73	平成30年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)		21
74	平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)		23
75	松山市暴力団排除条例の一部改正について		25
76	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について		27
77	松山市北条ふるさと館条例の一部改正について		29
78	松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について		31
79	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		33
80	松山市手数料条例及び松山市建築基準法施行条例の一部改正について		35
81	工事請負契約の変更について(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)		37
82	市道路線の認定について		39

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成29年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成29年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 平成29年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 平成29年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 平成29年度松山市財産に関する調書
5. 平成29年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 平成29年度松山市運用基金状況書
7. 平成29年度松山市各会計決算審査意見書
平成29年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成29年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成29年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成29年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 平成29年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 平成29年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

... ..

... ..

... ..

... ..

平成30年度松山市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,456,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,792,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,228,000 千円	474,000 千円	63,702,000 千円
	1 市民税	28,369,000	250,000	28,619,000
	2 固定資産税	29,320,000	200,000	29,520,000
	3 軽自動車税	1,008,000	24,000	1,032,000
11 地方交付税		18,390,000	250,000	18,640,000
	1 地方交付税	18,390,000	250,000	18,640,000
13 分担金及び負担金		1,233,870	85,828	1,319,698
	1 分担金	10,886	85,828	96,714
15 国庫支出金		39,069,493	880,563	39,950,056
	1 国庫負担金	33,891,139	642,649	34,533,788
	2 国庫補助金	5,054,679	237,914	5,292,593
16 県支出金		13,025,038	606,003	13,631,041
	2 県補助金	2,945,704	606,003	3,551,707
19 繰入金		12,373,008	300,000	12,673,008
	1 基金繰入金	12,338,182	300,000	12,638,182
20 繰越金		900,000	308,053	1,208,053
	1 繰越金	900,000	308,053	1,208,053

21 諸収入		4,395,570	696	4,396,266
	4 雑入	1,829,477	696	1,830,173
22 市債		15,269,600	1,551,800	16,821,400
	1 市債	15,269,600	1,551,800	16,821,400
	歳 入 合 計	182,335,774	4,456,943	186,792,717

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費			14,103,978 千円	5,336 千円	14,109,314 千円
	1 総務管理費		10,976,815	5,336	10,982,151
3 民生費			89,479,003	89,553	89,568,556
	1 社会福祉費		36,763,422	19,527	36,782,949
	2 児童福祉費		29,044,927	17,376	29,062,303
	3 生活保護費		23,250,749	52,650	23,303,399
6 農林水産業費			2,447,392	304,233	2,751,625
	1 農業費		1,210,491	35,834	1,246,325
	2 農業土木費		603,923	268,399	872,322
7 商工費			4,973,597	230,234	5,203,831
	1 商工費		3,809,364	215,234	4,024,598
	2 観光費		1,164,233	15,000	1,179,233

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		18,179,157 千円	674,672 千円	18,853,829 千円
	2 道路橋梁費	2,310,238	331,200	2,641,438
	3 河川費	970,219	315,500	1,285,719
	5 都市計画費	10,086,939	11,920	10,098,859
	6 住宅費	2,806,060	16,052	2,822,112
	10 教育費	11,508,505	3,159	11,511,664
13 災害復旧費	6 保健体育費	4,206,887	3,159	4,210,046
		2,444,844	3,149,756	5,594,600
	1 農林水産施設災害復旧費	110,000	1,442,580	1,552,580
	2 土木施設災害復旧費	597,500	1,330,600	1,928,100
	5 災害廃棄物処理費	1,636,844	357,076	1,993,920
	6 観光施設災害復旧費	0	19,500	19,500
歳出	合計	182,335,774	4,456,943	186,792,717

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
まつやまNPOサポートセンター運営管理業務	平成30年度～平成35年度	89,800 千円
可燃ごみ収集運搬委託	平成30年度～平成35年度	3,670,800
道後温泉まちづくりアート事業	平成30年度～平成32年度	110,000
学校給食運搬業務委託	平成30年度～平成33年度	253,700

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付事業	千円 200,000	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 平成30年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。 	<p>年10%以内</p> <p>(ただし，利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後において，当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還，償還期限の 短縮又は低利償に借換えすることが できる。 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条件 によることができる。
農林水産施設災害復旧事業	50,000	同上	同上	同上
観光施設災害復旧事業	20,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 平成30年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	30,000	同上	同上	同上	60,000	同上	同上	同上
	80,000	同上	同上	同上	同上	620,000	同上	同上
土木施設災害復旧事業	530,000	同上	同上	同上	1,190,000	同上	同上	同上

議案第71号

平成30年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,626,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
- （債務負担行為の補正）
- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0 千円	7,200 千円	7,200 千円
	1 繰越金	0	7,200	7,200
歳入	合計	17,619,000	7,200	17,626,200

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		17,291,296 千円	7,200 千円	17,298,496 千円
	1 開催費	17,291,296	7,200	17,298,496
歳出	合計	17,619,000	7,200	17,626,200

第2表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
全日本プロ選手権自転車競技大会 記念競輪開催に伴うイベント業務委託	平成30年度～平成31年度	6,500 千円

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,525,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		7,261,609 千円	19,527 千円	7,281,136 千円
	1 一般会計繰入金	7,061,609	19,527	7,081,136
歳入	合計	48,506,300	19,527	48,525,827

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		2,520,624 千円	19,527 千円	2,540,151 千円
	1 地域支援事業費	2,520,624	19,527	2,540,151
歳出	合計	48,506,300	19,527	48,525,827

第2表 債務負担行為補正（松山市介護保険事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター運営業務委託	平成30年度～平成33年度	1,971,000 千円

議案第73号

平成30年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道後温泉本館管理業務委託	平成30年度～平成33年度	233,000 千円

議案第74号

平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成30年度松山市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中央浄化センター運転管理業務委託	平成30年度～平成35年度	2,109,000 千円
西部浄化センター運転管理業務委託	平成30年度～平成35年度	1,645,000

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市暴力団排除条例の一部改正について

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例

松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「松山市道後多幸町の」を「別表に掲げる」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

区 域
一番町一丁目（1番地から11番地までに限る。） 一番町二丁目（1番地から5番地までに限る。） 一番町三丁目（1番地及び2番地に限る。） 大街道一丁目（4番地から6番地までに限る。） 大街道二丁目 勝山町一丁目（2番地から5番地まで、8番地から11番地まで、14番地、15番地及び18番地に限る。） 三番町一丁目 三番町二丁目 三番町三丁目 千舟町一丁目（2番地から6番地までに限る。） 千舟町二丁目（5番地から8番地までに限る。） 千舟町三丁目（3番地から5番地までに限る。） 道後鷺谷町 道後多幸町 道後姫塚 道後湯月町 道後湯之町 二番町一丁目 二番町二丁目 二番町三丁目

付 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（提案理由）

暴力団排除特別強化地域を拡大するため、本案を提出する。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加える。

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「対して課する」を「対する固定資産税を課さないこと又は当該」に改める。

第2条の見出し中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業が記載されたものに限る。）」に、「前日」を「前日。次項において同じ。」に、「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に、「増設した者」を「増設したもの」に、「土地に限る。」を「土地に限る。次項において同じ。」に、「の税率は」を「は」に、「。以下この条」を「。次項」に、「以下この条及び」を「次項及び」に、「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率」を「これを課さないもの」に改め、各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 平成28年3月23日から平成32年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げ

る事業が記載されたものに限る。)の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から起算して同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率は、条例第43条の3の規定にかかわらず、初年度以後3箇年度に限り、同条の税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た率とする。

年 度	率
初年度	0
第2年度(初年度の翌年度をいう。)	3分の1
第3年度(初年度の翌々年度をいう。)	3分の2

第3条(見出しを含む。)及び第4条(見出しを含む。)中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例第2条第1項の規定は、平成30年6月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域再生法の改正に伴い、固定資産税の不均一課税を引き続き実施するとともに、新たに固定資産税の課税免除を行うため、本案を提出する。

議案第77号

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市北条ふるさと館条例の一部改正について

松山市北条ふるさと館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市北条ふるさと館条例の一部を改正する条例

松山市北条ふるさと館条例（平成16年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条中「1年」を「2年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

喫茶室の使用許可の期間を2年以内とするため、本案を提出する。

議案第78号

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例
の一部改正について

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例（平
成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用及び」を「使用並びに」に、「の作成並びに松山市長の選挙における」
を「及び」に改める。

第9条中「（松山市長の選挙におけるものに限る。第11条において同じ。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される松山
市議会議員の選挙から適用する。

（提案理由）

公職選挙法の改正に伴い、市議会議員選挙での選挙運動用ビラの作成に要する経費を公
費負担とするため、本案を提出する。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第5項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準に関する規定の整備を図るため、本案を提出する。

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例及び松山市建築基準法施行条例の一部改正について

松山市手数料条例及び松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例及び松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(松山市手数料条例の一部改正)

第1条 松山市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第128号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第129号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第130号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第131号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第132号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第133号及び第134号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項第135号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第135号の2の次に次の1号を加える。

(135)の3 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料(法第43条第2項第1号関係) 1件につき 27,000円

第2条第1項第136号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項第143号中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同項第144号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第145号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第146号中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同項第151号及び第154号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第162号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(162)の2 特別仮設興行場等建築許可申請手数料(法第85条第6項関係) 1件に

つき 160,000円

第2条第1項第171号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(松山市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 松山市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定において」を「において」に、「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中松山市手数料条例第2条第1項第128号の改正規定、同項第130号及び第132号の改正規定(「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分に限る。)、同項第135号の改正規定並びに同項第145号の改正規定(「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める部分に限る。)は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、特別仮設興行場等建築許可申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)

松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事請負契約（平成27年第4回定例会議案第109号，平成29年第1回定例会議案第38号，平成30年第1回定例会議案第39号）を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	53億7,527万6,640円
変更後	53億5,297万4,640円

(提案理由)

汚水流出対策として施工した鉛直遮水工で、遮水壁設置箇所の中岩盤層が、想定よりもひび割れの少ない比較的良い状態であったことや、工期全体の短縮などにより、施工数量等が減少したことから、請負金額の減額変更を行うため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

... ..
... ..
... ..
... ..

... ..
... ..
... ..

... ..
... ..
... ..

... ..
... ..
... ..

平成30年9月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 西中島 1号線	中島粟井	中島粟井	
2	市道 素鷺 183号線	枝松二丁目	枝松二丁目	
3	市道 桑原 269号線	三町二丁目	三町二丁目	
4	市道 垣生 197号線	東垣生町	東垣生町	
5	市道 久枝 274号線	西長戸町	西長戸町	
6	市道 久米 246号線	福音寺町	福音寺町	
7	市道 久米 247号線	福音寺町	福音寺町	
8	市道 湯山 174号線	溝辺町	溝辺町	
9	市道 小野 240号線	平井町	平井町	
10	市道 石井 519号線	今在家一丁目	今在家一丁目	
11	市道 桑原 270号線	三町二丁目	三町二丁目	
12	市道 久米 248号線	久米窪田町	久米窪田町	

(提案理由)

図面番号第1号は道路改良工事に伴い、第2～10号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第11～12号は一般交通の用に供されている道路で地元及び土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあり、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

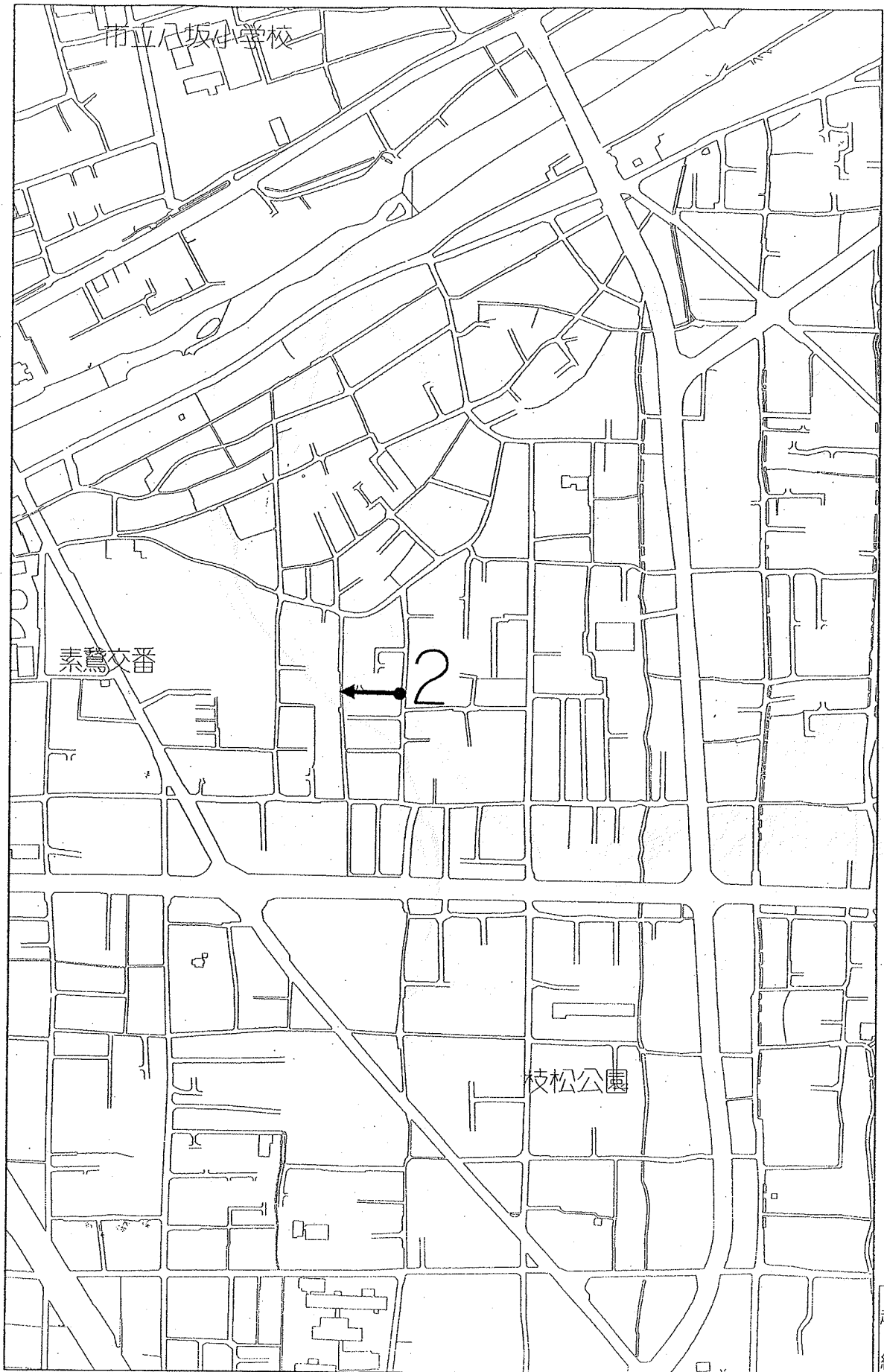
道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

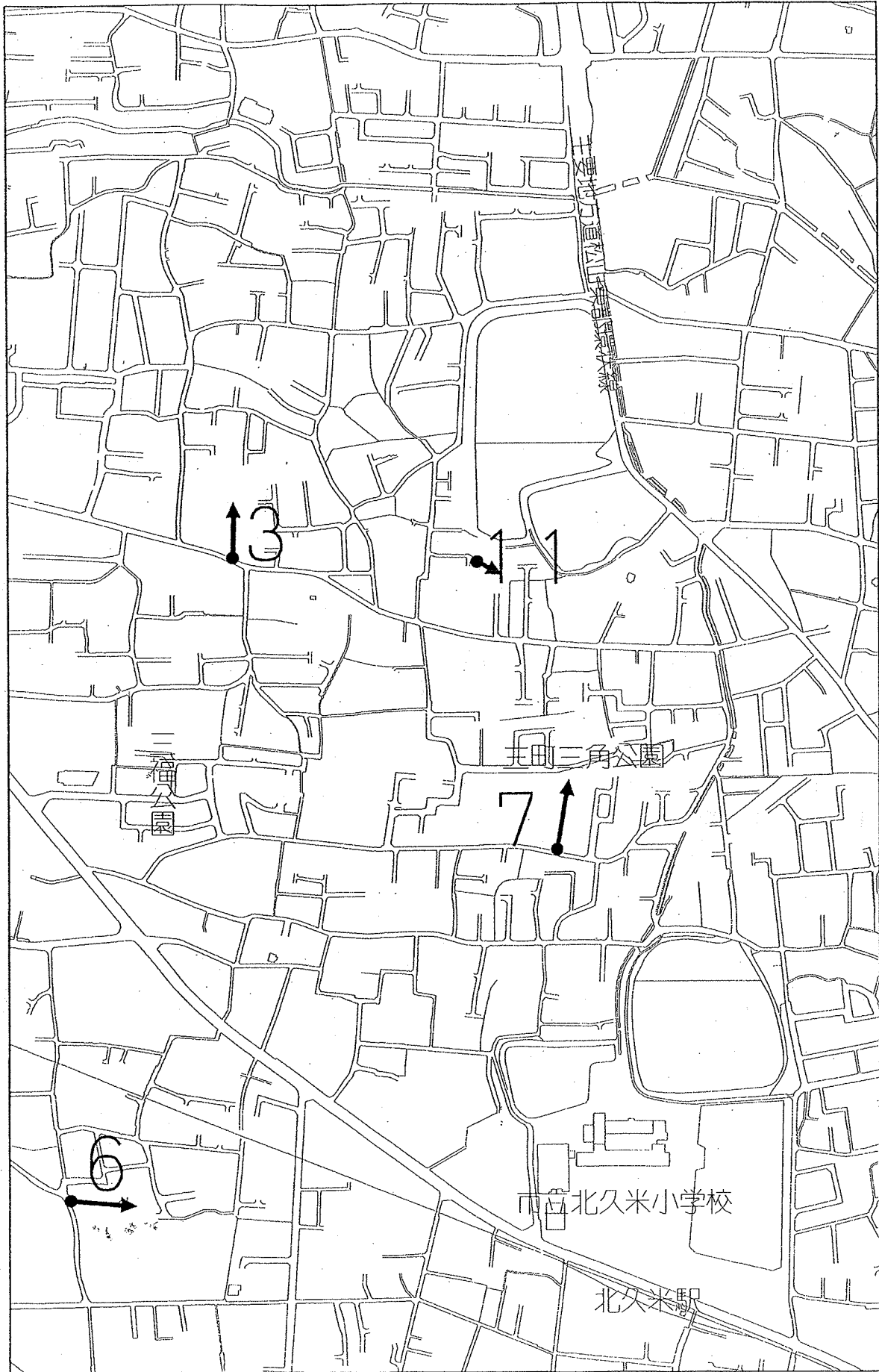
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

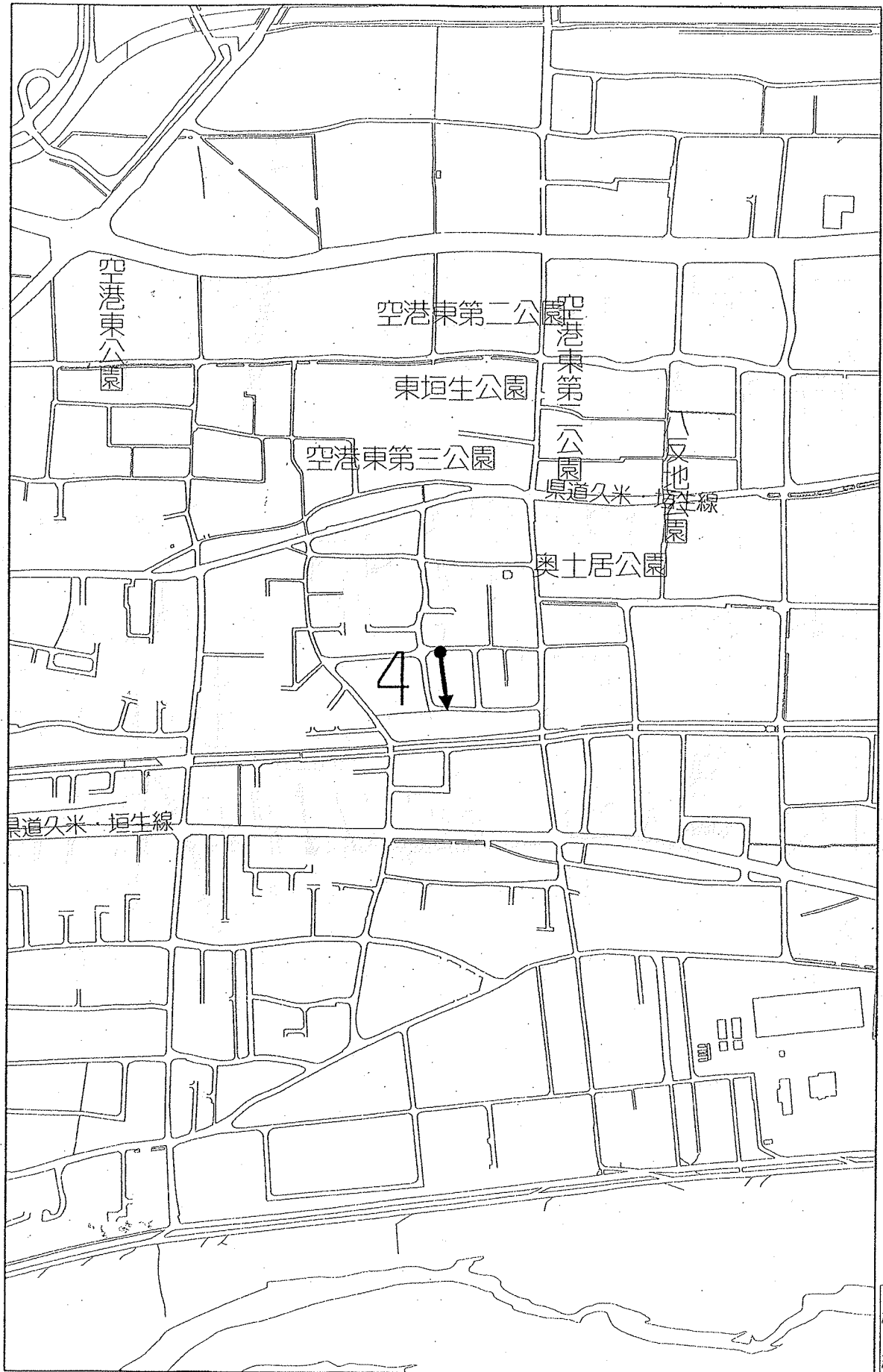
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

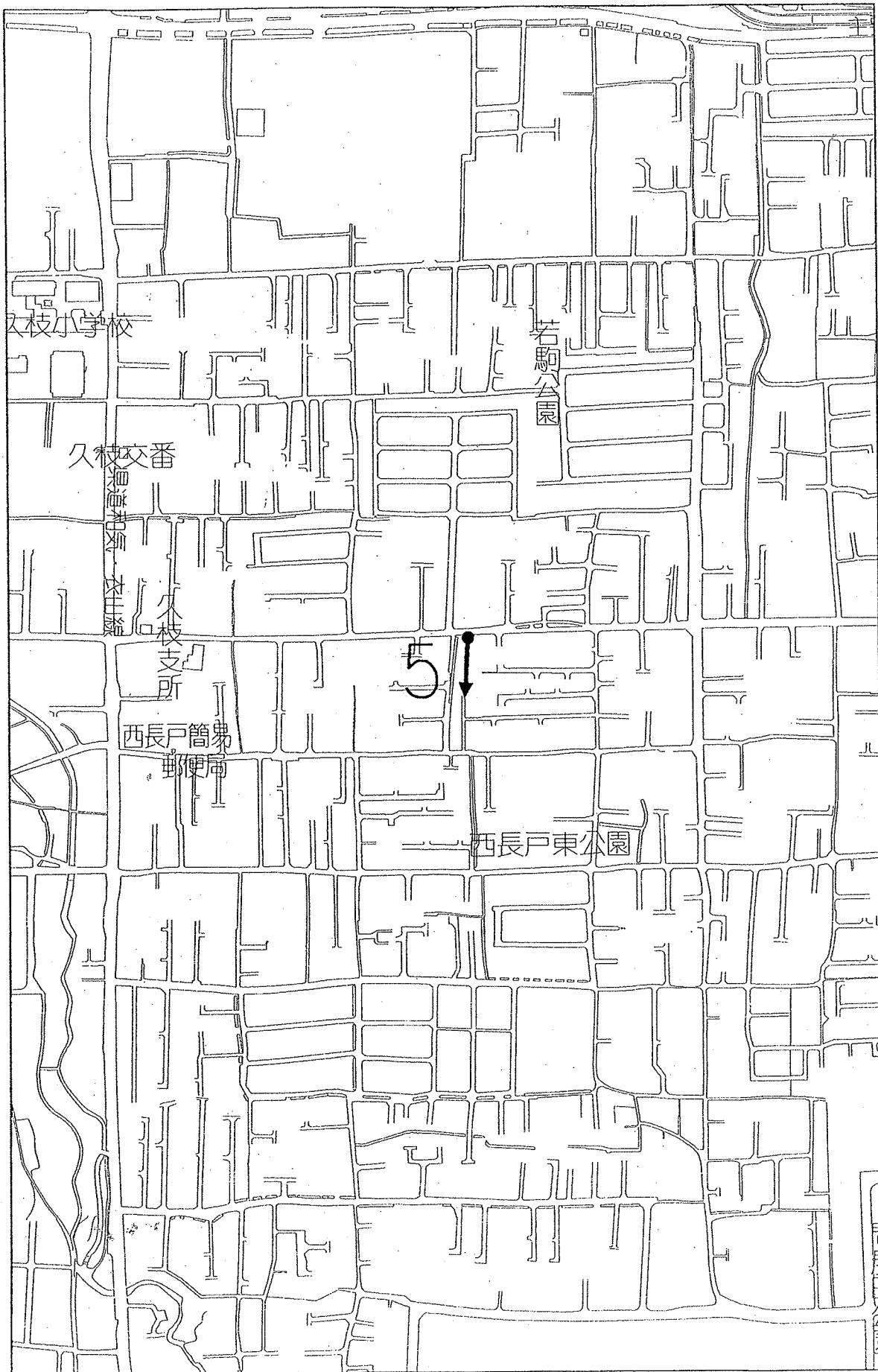


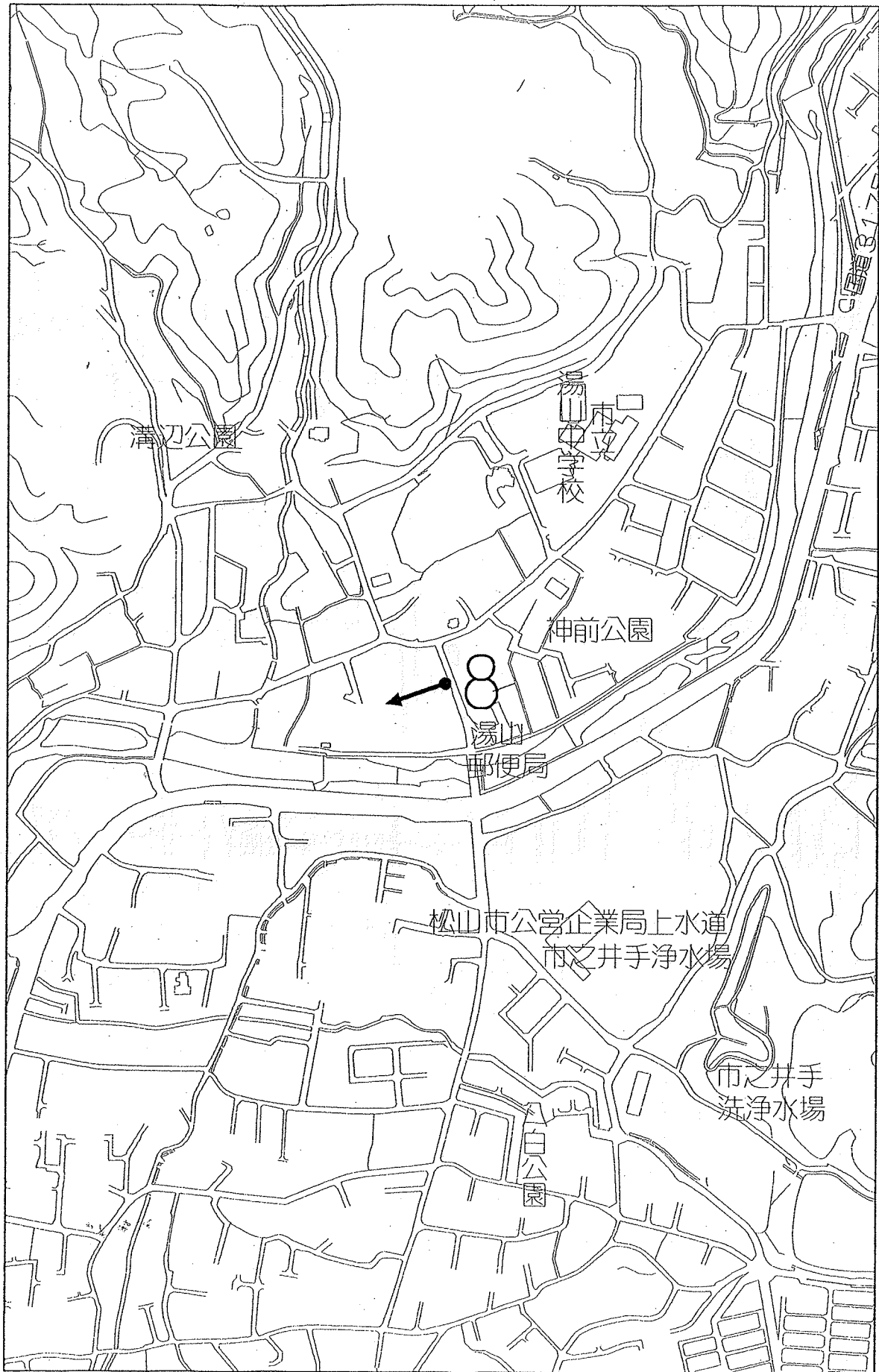


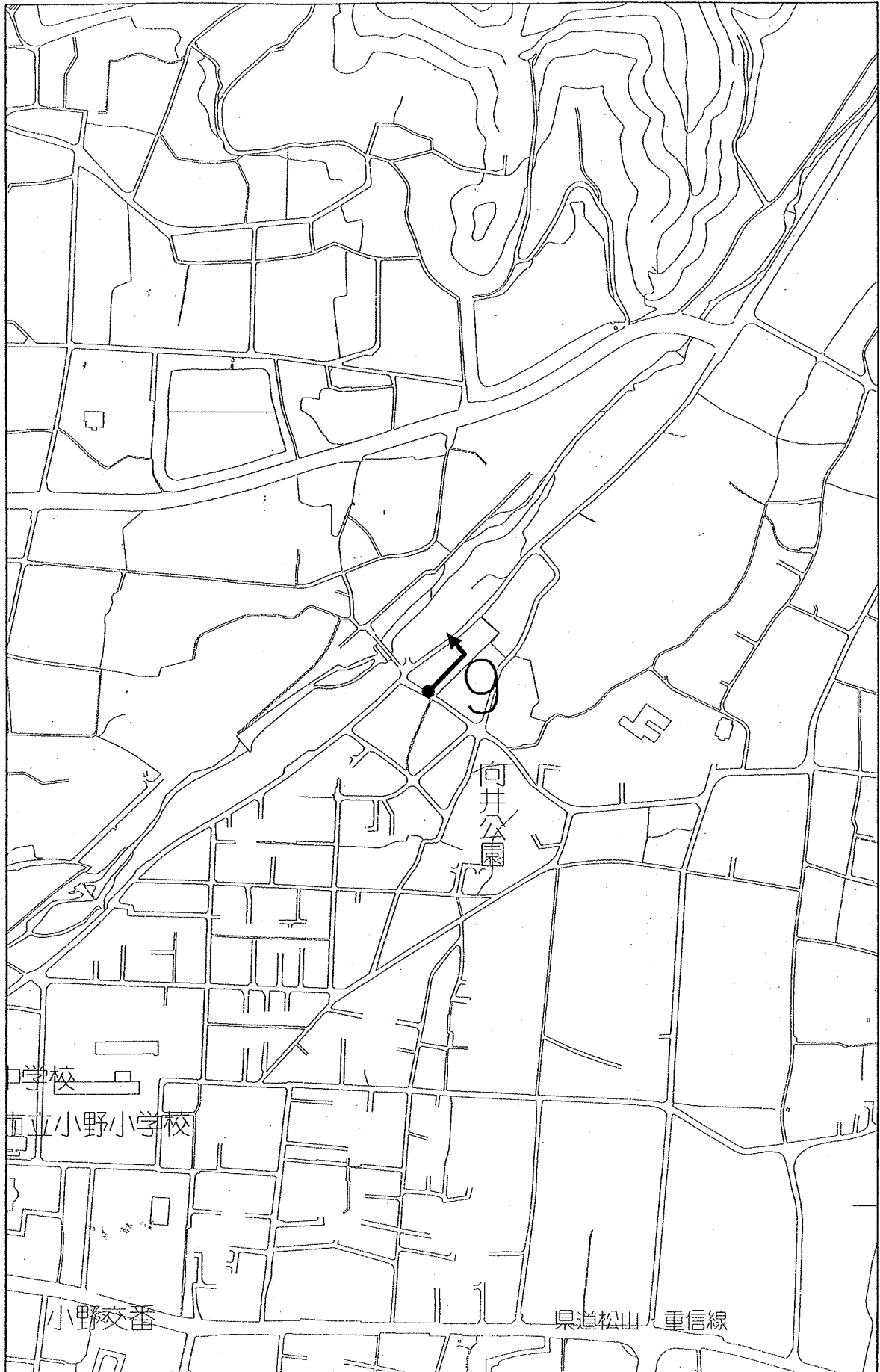
● 起点
← 終点

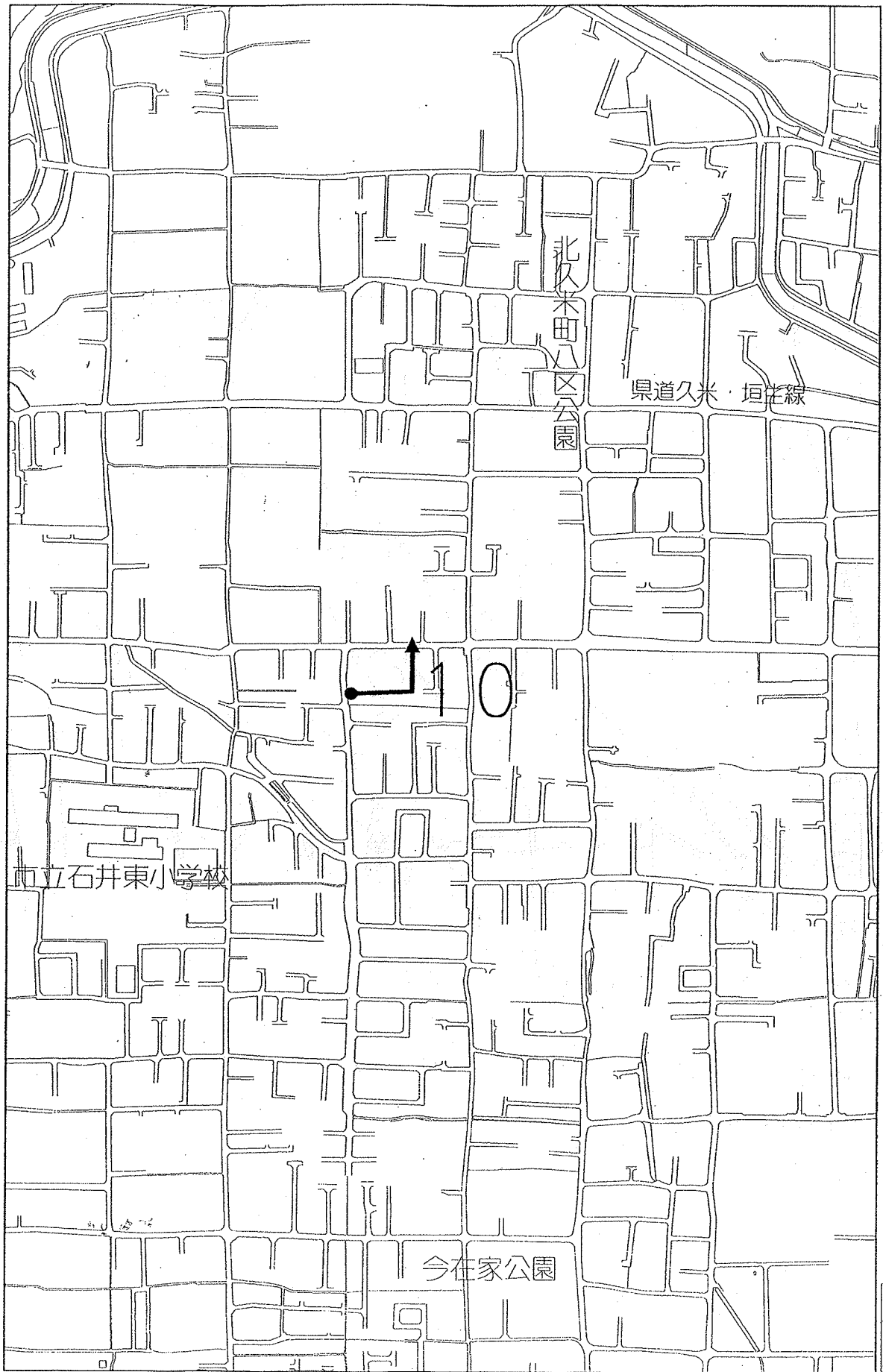












● 起点
← 終点



図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 西中島 1 号線	松山市中島栗井 乙8番1地先	松山市中島栗井 丙219番地先	4.2 ~ 13.7	849.3
2	市 道 素鷺 1 8 3 号線	松山市枝松二丁目 341番15地先	松山市枝松二丁目 341番10地先	4.3 ~ 8.6	47.4
3	市 道 桑原 2 6 9 号線	松山市三町二丁目 244番1地先	松山市三町二丁目 250番1地先	4.3 ~ 8.7	44.8
4	市 道 垣生 1 9 7 号線	松山市東垣生町 639番1地先	松山市東垣生町 639番6地先	4.3 ~ 8.8	34.5
5	市 道 久枝 2 7 4 号線	松山市西長戸町 248番11地先	松山市西長戸町 248番8地先	4.3 ~ 8.7	43.1
6	市 道 久米 2 4 6 号線	松山市福音寺町 282番1地先	松山市福音寺町 282番5地先	4.5 ~ 10.3	53.4
7	市 道 久米 2 4 7 号線	松山市福音寺町 211番1地先	松山市福音寺町 211番7地先	4.3 ~ 8.8	51.1
8	市 道 湯山 1 7 4 号線	松山市溝辺町 甲409番1地先	松山市溝辺町 甲400番7地先	5.3 ~ 9.7	56.2
9	市 道 小野 2 4 0 号線	松山市平井町 甲3489番1地先	松山市平井町 甲3489番6地先	4.3 ~ 9.4	70.6
10	市 道 石井 5 1 9 号線	松山市今在家一丁目 453番10地先	松山市今在家一丁目 453番1地先	4.3 ~ 9.0	104.6
11	市 道 桑原 2 7 0 号線	松山市三町二丁目 298番11地先	松山市三町二丁目 298番11地先	4.3 ~ 4.3	22.1
12	市 道 久米 2 4 8 号線	松山市久米窪田町 877番1地先	松山市久米窪田町 889番6地先	4.8 ~ 14.1	49.8